

平成 25 年度の独立行政法人等の業務実績に関する
二次評価結果（概要）

1 平成 25 年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成 25 年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人 101 法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

(1)二次評価の主な視点(平成 21 年3月 31 日委員会決定、22 年5月 31 日改正)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

(2)今年度の二次評価の視点

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の視点に特に留意して二次評価を実施。

- i) ①業務等への取組状況と実績、②中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況、③目標未達成の業務等の要因と改善方策等、④業務等への取組により得られた成果・効果(アウトカム)、について明らかにした評価
- ii) 過去の指摘を踏まえた取組を明らかにした評価
- iii) 電子化等による業務の効率化を踏まえた評価
- iv) 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化(ガバナンスの発揮・契約事務の適正化)に対する評価
- v) 保有資産の妥当性について、政府方針等の指摘等を踏まえた評価

2 意見の概要

(1) 府省評価委員会に対する個別意見等

(合計 15 事項について指摘)

① 評価対象とすべき業務実績に基づき評価が行われていない、逆に、評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、当該事実等を踏まえ、改めて評価を行うべき。

✓ **国立青少年教育振興機構（文部科学省評価委員会）**

☞ 平成 25 年度に発生した多額の貸倒れ懸念債権について、改めて評価が必要

✓ **日本スポーツ振興センター（文部科学省評価委員会）**

☞ 法人の信用失墜の恐れのある事象を含めて、改めて評価が必要

✓ **国立大学財務・経営センター（文部科学省評価委員会）**

☞ 人件費の増減要因となった取組状況や経緯・理由等の妥当性について、改めて評価が必要

✓ **年金・健康保険福祉施設整理機構（厚生労働省評価委員会）**

☞ 未だ実施していない多額の国庫納付額を含めた評価について、改めて評価が必要

✓ **国立がん研究センター（厚生労働省評価委員会）**

☞ 評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、評定の根拠を改めて整理すべき

✓ **国立精神・神経医療研究センター（厚生労働省評価委員会）**

☞ 評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、評定の根拠を改めて整理すべき

② 年度計画を下回る業務実績があるにもかかわらず、その他関連する業務実績と併せて上位の評定を付しているため、評定の見直しを含め、その根拠を改めて整理すべき。

✓ **国立健康・栄養研究所（厚生労働省評価委員会）**

☞ 年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

✓ **医薬品医療機器総合機構（厚生労働省評価委員会）**

☞ 年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

✓ **交通安全環境研究所（国土交通省評価委員会）**

☞ 年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

③ 業務実績を踏まえると、数値目標の妥当性等に疑義があることから、目標設定の見直し等を促す評価を行うべき。

✓ **電子航法研究所（国土交通省評価委員会）**

☞ 数値目標の妥当性に疑義があることから、目標設定の見直しを促す評価が必要

✓ **都市再生機構（国土交通省評価委員会）**

☞ 中期目標の達成状況を踏まえた厳格な評価が必要

④ 評価結果について、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、評定の見直しを含め、その根拠を改めて整理すべき。

✓ **国立大学財務・経営センター（文部科学省評価委員会）**

☞ 数値目標の基準値に沿った評価となっておらず、評定の見直しが必要

✓ **福祉医療機構（厚生労働省評価委員会）**

☞ 最上級の評定を付した根拠が明らかにされておらず、評定の見直しが必要

✓ **情報処理推進機構（経済産業省評価委員会）**

☞ 最上級の評定を付した根拠が明らかにされておらず、評定の見直しが必要

✓ **住宅金融支援機構（国土交通省評価委員会）**

☞ 評定の根拠等についての説明が不明確であるため、その根拠を改めて整理すべき

(2)府省評価委員会に対する共通意見

○ 総論

- 府省評価委員会の評価は今年度が最後
- 府省評価委員会には、これまでの活動の総括と、来年度以降の評価を担う主務大臣への引継ぎを期待
- 今後は、改正後の独立行政法人通則法に基づき、評価が著しく適正を欠く場合に評定の見直し意見も表明

i)ー① 業務等への取組状況と実績を明らかにした上での評価

- 業務経費を手数料収入で賄うことを目標とするにもかかわらず、収支が赤字である原因等について評価で明らかにしていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、中期計画の実施状況に留意しつつ、業務等への取組状況と実績を調査・分析し、その結果を考慮するなど、「独立行政法人の評価に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定)(以下「評価の指針」という。)に示された考え方に十分留意し評価を行うべき。

i)ー② 中期目標等に照らした業務等の達成状況や進捗状況を明らかにした 上での評価

- ①一般管理費の節減の余地について自己評価を厳格に行うべきところ、評価書等で明らかにしていない、②数値目標について評価書等において達成状況を明らかにしていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、目標・計画との実績の比較により、目標・計画の達成及び進捗状況を的確に把握するとともに、業務運営上の課題を的確に把握し対応を促す観点から評価を行うなど、「評価の指針」に示された考え方に十分留意し評価を行うべき。

i)ー③ 目標未達成の業務等について、その要因と改善方策等を明らかにした 上での評価

- ①複数の項目のうち一部未達成の項目があるにもかかわらず、未達成の理由等について評価書等において明らかにしていない、②数値目標を達成していないにもかかわらず、他業務の実績と併せて優れた実績と評価し、当該未達成の要因や改善方策について評価書等で明らかにしていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、なぜその実績に至ったかについて外部要因の影響やマネジメントの課題等を含む要因分析を行い、業務の改善につながるような実効性のある評価を実施するなど、「評価の指針」に示された考え方に十分留意し評価を行うべき。

i) ④ 業務等への取組により得られた成果・効果(アウトカム)を明らかにした 上での評価

- 定量的なアウトプット目標を定める例は増加傾向、アウトカムに着目した目標は少ないものと認識。
- ①政策目的の実現にどの程度効果があったかという視点で評価がされていない、②「着実に実施されており、評価できる」などの評価にとどまり、成果や効果に言及せず評価している事例あり。
- 来年度以降は、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月総務大臣決定)(以下「目標の指針」という。)の指針に基づき、アウトプットに着目した目標を必ず定め、できる限りアウトカムに着目した定量的な目標を定めるとともに、基準となる実績値等についても記載する必要。
- 今後の評価に当たっては、①法人の業務実績及び目標・計画の達成状況について自己評価書等により把握・分析し、②法人業務の政策・施策への適合性、法人の長のマネジメントの妥当性など、政策責任者としての視点を持ちながら評価を行うなど、「評価の指針」に示された考え方に十分留意して評価を行うべき。

ii) 過去の指摘を踏まえた取組を明らかにした評価

- ①過去の指摘に関する取組内容や評価に関して何ら言及していない、②過去の指摘及び当該指摘を踏まえた取組状況は明らかにしているものの、それをどのように評価をしたかについて明らかにしていない事例あり。
- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針において法人が取り組むべきとされた事項についての実施状況や、法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項を踏まえた取組状況についての的確に評価を行うとともに、過去の関連する政策評価、行政評価・監視及び行政事業レビューの結果を活用するなど、「評価の指針」に示された考え方に十分留意して評価を行うべき。

iii) 電子化等による業務の効率化を踏まえた評価

- ①業務の電子化等についての記載が全くない、②業務の電子化等の実績は記載されているものの、その評価までは行われていないなどの事例あり。
- 来年度以降は、「目標の指針」に基づき、行政の簡素化・効率化、国民・事業者の負担の軽減を目指した電子政府推進の取組の一環として、手続のオンライン利用の促進、行政情報の電子的提供・オープンデータの推進、業務・システムの最適化（電子決裁の促進等）、情報システムに係る調達の改善等について、具体的かつ明確に目標を定めることが求められる。
- 今後の評価に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針～行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて～」(平成 26 年7月 25 日総務大臣決定)において、独立行政法人についても国の行政機関の取組に準じて業務改革に取り組むよう要請されていることを念頭に置くなど、「評価の指針」に示された考え方に十分留意して評価を行うべき。

iv) 過去の指摘を踏まえた内部統制の充実・強化(ガバナンスの発揮・契約事務の適正化)に対する評価

- 全ての府省評価委員会において評価が行われていたが、法人の長のマネジメントの妥当性について言及している例は少ない状況。
- 今後の評価に当たっては、①法人の長のマネジメントの妥当性など政策責任者としての視点を持ちながら評価を行う、②法人全体の信用を失墜させる不祥事が発生した場合には、当該評価項目だけではなく法人全体の評定に反映させるなど、「評価の指針」に示された考え方にも十分留意して評価を行う必要。

v) 保有資産の妥当性について、政府方針等の指摘等を踏まえた評価

- 研究機器等の設備の保有の妥当性について、耐用年数も過ぎており売却等対象資産ではないとして評価が行われていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、耐用年数を過ぎている・遊休となっている資産の保有の必要性、事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、有効活用の可能性等の観点から十分に検討した目標を策定した上で、業務の質の向上、業務の効率化、財務内容の改善等の視点から、法人に対して業務運営の改善等を促すような評価を行う必要。

3 意見の具体例

- ① 評価対象とすべき業務実績に基づき評価が行われていない、逆に、評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、当該事実等を踏まえ、改めて評価を行うべき。

国立青少年教育振興機構(文部科学省)

○平成 25 年度に発生した多額の貸倒れ懸念債権について、改めて評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由)【評定 A】</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもゆめ基金助成金概算払の返納に係る未収金について貸倒懸念債権が発生。規程に基づき、債務者に継続的に督促を行うなど、債権の全額回収に努めている。引き続き、債権の回収に努められたい。 平成 24 年度に不良債権を整理したこと及び平成 25 年度に新規に貸倒懸念債権が発生したことにより、貸倒懸念債権・破産更生債権等の貸付金等残高に占める割合は前年度を上回っているが、関係規程に沿って、引き続き適切な債権管理に努めてもらいたい。 	<p>平成 25 年度の新規発生貸倒れ懸念債権について、貴委員会は、その大部分が 24 年度以前の助成に係る債権であることから 25 年度評価の対象外としている。</p> <p>しかしながら、上記の整理では、<u>24 年度以前の助成金交付団体の不適切な経理処理に基づく 25 年度の多額の貸倒れ懸念債権の発生という事象を反映した評価が行われず、実際、評価結果において何ら明らかにしないまま A 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）を付している。</u></p> <p><u>今後の評価に当たっては、評価対象年度より前の事象を原因として発生した評価対象年度に計上する貸倒れ債権について、その経緯、事実関係等を踏まえ、当該事例をどのように評定に反映させたかを明らかにした評価を行うべきである。なお、上記評価については、この考え方に基づき改めて評価を行うべきである。</u></p>

日本スポーツ振興センター(文部科学省)

○法人の信用失墜の恐れのある事象を含めて、改めて評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由)【評定A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約に関する規程が国の基準に準拠して適切に整備されている。 ・ 原則として一般競争入札等によることとしている。 ・ 契約事務手続に係る執行体制が適切に整備されている。 ・ 監事による監査を受けている。 	<p>契約事務手続については、①契約に関する規程が国の基準に準拠して適切に整備、②契約事務手続に係る執行体制が適切に整備、③監事による監査を受けていると評価され、A評定（5段階中上から2番目の評定）が付されている。</p> <p>しかしながら、平成26年度に契約した国立霞ヶ丘陸上競技場等の取り壊し工事において不適切な対応を行い、内閣府政府調達苦情検討委員会から契約の破棄及び新たな調達手続の実施について提案を受ける事態に至っていることを踏まえれば、過年度における職員に対する適正な調達事務遂行のための取組が必ずしも十分ではなかったと考えられ、その検証を加えずA評定とすることには疑問がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、上記のように、法人の信用を失墜させる恐れのある事象にも言及し、可能な限り当該事象に対する具体的かつ明確な改善方策を記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価についてはA評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</p>

国立大学財務・経営センター(文部科学省)

○人件費の増減要因となった取組状況や経緯・理由等の妥当性について、改めて評価が必要

文部科学省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果																
<p>(評定理由)【評定S】</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤役職員に係る人件費は、<u>業務縮小による影響が大きいものの</u>、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている。 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">○人件費の推移(実績ベース) (単位:千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">平成17年度</th> <th style="width: 20%;">平成24年度</th> <th style="width: 20%;">平成25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: center;">252,248</td> <td style="text-align: center;">123,881</td> <td style="text-align: center;">131,285</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">(対H17比) △ 48.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center; background-color: yellow;">(対H24比) + 6.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成24年度及び25年度の業務実績報告書により当省が作成</p> </div>		平成17年度	平成24年度	平成25年度	人件費	252,248	123,881	131,285				(対H17比) △ 48.0%				(対H24比) + 6.0%	<p>評価結果をみると、「業務縮小による影響が大きいものの、平成17年度の決算額に対して48.0%の削減を図り、総人件費改革の目標を大幅に上回る実績を上げている」としてS評定(特に優れた実績を上げている)としている。</p> <p>しかしながら、①<u>業務縮小以外の要因による削減内容が明らかとなっておらず</u>、削減のための具体的な取組内容が不明確なまま評価を行っており、また、②<u>25年度の常勤役職員に係る人件費が24年度と比較して6.0%増加している原因</u>が、施設費貸付事業における審査基準の見直しや適切な運用のため不可欠な人員増であったという事実について <u>なんら言及せずに最上級のS評定とすることには疑義がある</u>。</p> <p>今後の評価に当たっては、<u>人件費の増減の要因となった取組状況や経緯・理由等を明らかにし、それらの妥当性を厳格に評価するとともに、最上級の評定を付す場合は、量的及び質的の両面の根拠を具体的かつ明確に記述する等、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである</u>。なお、上記評価については、<u>S評定とした根拠を改めて整理し、根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべき</u>。</p>
	平成17年度	平成24年度	平成25年度														
人件費	252,248	123,881	131,285														
			(対H17比) △ 48.0%														
			(対H24比) + 6.0%														

年金・健康保険福祉施設整理機構(厚生労働省)

○未だ実施していない多額の国庫納付額を含めた評価について、改めて評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由)【評定S】</p> <p>これまで国庫納付については、譲渡収入を財源として、翌年度の施設整理機構の業務に必要な経費として厚生労働大臣から示される金額を控除した額を算出し、譲渡収入のあった翌年度に納付してきたが、施設整理機構としての評価は今回が最後となるため、平成26年度に行われる国庫納付についても今回合わせて評価を行うこととした。平成26年度に納付される国庫納付は、これまでの国庫納付のような施設譲渡に伴う収入に加え、病院経営3団体との委託契約終了に伴う清算剰余金を含めて行う必要があり、例年にはない清算作業を委託先3団体との間で行うとともに、財務省との間で協議を進め、新機構の立ち上げ時に必要となる運転資金等として一部を留保したうえで、国庫納付することとするなど、従来の国庫納付にはない、委託契約の終了と新機構の発足に伴う特別な業務を円滑に進めたものであり、国庫納付額もこれまでで最大規模のものとなることと合わせて評価できる。</p>	<p>平成26年度に実施予定の国庫納付は、従来の病院施設譲渡に伴う収入に加え、清算作業を委託先3団体との間で行うなど、例年にはない特別な業務を円滑に進めたものであり、国庫納付額もこれまでで最大規模のものとなることと合わせて最上級のS評定が付されている。</p> <p>しかし、改組については平成23年度に決定していることであり、平成25年度に委託先3団体との清算作業が発生することは予想され、清算剰余金が多額になることも事前に把握できたものと考えられ、計画通りに業務が実施された結果であり、最上級のS評定とすることは困難であり、評定を見直す必要がある。さらに、未だ実施していない国庫納付についての評価は、改組後に実施すべきである。</p> <p>今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。</p>

国立がん研究センター(厚生労働省)

○評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、評定の根拠を改めて整理すべき

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>評価項目：病院における研究・開発の推進 【評定：S】</p> <p>(委員会としての評定理由) 生物統計部門を設置し、臨床試験／臨床研究に対するコンサルテーション体制を継続的に実施するとともに、臨床試験に関する基礎およびアドバンスドコースの教育プログラムを継続的に実施し、生物統計に関しても教育コースを開始したことは、高く評価できる。</p> <p>(各委員の評定理由 (抄))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 治験数・収入、国際共同治験とも大きく伸びている。 ・ 治験実施件数、国際共同治験実施件数が中期計画、年度計画を大きく上回って実施されたことは大変高く評価できる。 ・ 治験の数、収入、国際共同治験実施数など着実に増えている。 	<p>「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、総合的に評価して、平成24年度のA評定から、平成25年度は最上級のS評定に上げているが、<u>中期計画を大幅に上回ったとする根拠が明確にされていないことから、S評定とした根拠が不明確</u>である。</p> <p>また、S評定とした各委員の評定理由には、治験実施件数や国際共同治験実施数が中期計画等を上回っていることを挙げているものがあるが、これらは別の評価項目の数値目標であり、このように <u>別の評価項目の数値目標を用いて評価を行うことは適切ではない</u>。</p> <p>今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、<u>上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである</u>。</p>

国立精神・神経医療研究センター(厚生労働省)

○評価対象ではない業務実績を含めて評価を行っているため、評定の根拠を改めて整理すべき

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床研究推進部を設置し、<u>治験件数が大幅に増加</u>している。 ・臨床研究、医師主導治験の質の向上のため、プロトコール・レビュー委員会を設置した。 ・臨床研究・治験推進室と研究管理・調整室からなる臨床研究推進部、及び、臨床・非臨床・生物統計・薬事等の専門家支援を行うメンバーから構成されるプロトコール・レビュー委員会を新たに設置し、医師主導治験や多施設共同臨床研究が効率的かつ効果的に行われるよう、体制整備している。こうした中で、臨床研究や<u>治験実施数を着実に増加</u>させ、2件のFirst in Human 試験を行っている点は、<u>大いに評価</u>に値する。 ・臨床研究推進部の設置やプロトコール・レビュー委員会の設置により、治験・臨床研究の実施体制を拡充したことは高く評価できる。 ・COI マネージメント委員会の機能強化は評価できる。 ・具体的に筋ジストロフィー治療薬について、医師主導治験を開始したことは大変高く評価できる。 	<p>「病院における研究・開発の推進」の評価項目については、各委員の評定理由に、<u>治験実施数が増えていることを高く評価しているものが存在するが、治験実施数は「病院における研究・開発の推進」とは別の評価項目である「臨床を志向した研究・開発の推進」の数値目標であり、このように別の評価項目の数値目標を用いて最上級のS評定とすることは適切ではない。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、該当する評価項目の数値目標を用いて評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、<u>評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。</u>なお、<u>上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

- ② 年度計画を下回る業務実績があるにもかかわらず、その他関連する業務実績と併せて上位の評定を付しているため、評定の見直しを含め、その根拠を改めて整理すべき。

国立健康・栄養研究所(厚生労働省)

○年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(委員会としての評定理由)【評定A】</p> <p>国民健康・栄養調査の集計業務は、前年度の4倍という客対数に増えたにもかかわらず、正確かつ効率的な集計ができたことは評価できる。また、精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で開催したほか、「食事しらべ(2013年版)」を作成したことは中期計画を上回っている。</p> <p>(各委員の評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康・栄養調査の実施に当たっては、迅速かつ効率的でかつ正確な集計業務が行われており、中期計画を上回っている。 ・<u>法律に基づく業務であるため、拡大調査のため予定していた7ヵ月内に集計の終了ができなかった点は残念である。</u> <p>しかし、正確で科学的な調査と集計が実施されている事を評価する。</p>	<p>国民健康・栄養調査の集計業務については、調査客対数が前年度の4倍に増えた拡大調査であり、調査原票の整理修正等に時間を要したとして、<u>実績は年度計画の数値目標(7ヶ月以内)を上回る10ヶ月となっている。</u></p> <p>目標を下回る実績であるにもかかわらず、①正確な集計を行ったこと、②精度向上及び標準化を目的として、地方自治体の管理栄養士等を対象とする技術研修セミナーを全国で開催したことなどを総合的に勘案し、業務全体としては中期計画を上回るとしてA評定(5段階中上から2番目の評定)を付しているが、その根拠について明確な記述がない。</p> <p>今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的にかつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、<u>上記評価については、A評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

医薬品医療機器総合機構(厚生労働省)

○年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>新医薬品の総審査期間（中央値）については、優先品目は目標9ヶ月に対して実績は7.2ヶ月、通常品目は目標12ヶ月に対して実績は11.3ヶ月と目標を上回っており、増員や研修等による審査体制強化の効果がでてきているものと高く評価する。</p> <p>行政側期間はいずれも目標を大きく上回っているが、申請者側期間はいずれも目標を下回っていることから、申請企業に対し、承認申請前の段階で、治験相談等の実施を要請し、申請資料のまとめ方及びデータの評価を十分に行うこと等を助言・指導していくことや日米欧の規制当局と迅速に対応できるよう十分なりソースの確保等を要請するといった取組みにより、申請者側期間の短縮を期待する。</p> <p>なお、<u>新医薬品の承認件数は、承認件数全体としては、第二期中期目標期間中で最も多く処理しており、その中で総審査期間の目標を達成しており、この点についても高く評価する。</u></p>	<p><u>新医薬品の審査に係る期間のうち、行政側期間については、目標を大幅に上回る実績となっている一方、申請者側期間については、優先品目及び通常品目のいずれも目標を下回っている。</u></p> <p>総審査期間について、目標を大幅に上回っているとは言えない状況であるにもかかわらず、「新医薬品の最多承認件数を実現した」ことを理由に、全体として最上級のS評定とされているが、優先品目の承認件数は前年度の実績を下回るとともに、承認件数全体の増加も前年度比で4件の増加となっており、<u>最上級のS評定とすることには疑義がある。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、<u>上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

交通安全環境研究所(国土交通省)

○年度計画の数値目標を下回っている事実を踏まえた評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ITS 世界会議 2013 東京において、ASV 推進検討会として、通信利用型安全運転支援システムの公道デモを企画立案し、各種調整、実行、アンケート調査まで実施する等主体的に参画することにより、デモを成功させるとともに、ASV 技術の理解促進に多大な貢献した。 また、年度計画では、諸外国の研究機関との協力協定を活用すること、としていたところ、国際的な影響力を有するドイツ連邦道路交通研究所と研究協力に関する覚書を新規に締結し、新技術及びグローバル化を踏まえた国際調和に適切に対応する体制を構築した。 さらに、自動車審査についてのアジア地域官民共同フォーラムにパネリストを派遣するなど、アジアとの連携強化のための活動を積極的に展開し、国際調和活動に貢献した他、年度計画を超える数の研究者、研究生を国内外から受け入れ、人的交流を推進した。 以上のことから、中期目標の達成状況として優れた実績をあげているものと評価できる。 	<p>外部連携の強化については、「ITS 世界会議2013東京」において、通信利用型安全運転支援システムの公道デモを実施し、ASV 技術の理解促進に多大な貢献をしたことや、ドイツ連邦道路交通研究所と研究協力に関する覚書を新規に締結し、新技術及びグローバル化を踏まえた国際調和に適切に対応する体制を構築したこと等を理由に、平成24年度のA 評定（5段階中上から3番目の評定）から、平成25年度はS 評定（5段階中上から2番目の評定）に上げている。</p> <p>しかしながら、外部連携の強化の指標として設定された数値目標である共同研究の件数は、平成24年度の19件から平成25年度は16件に減少しており、年度計画目標の18件を下回っているほか、国際学会における研究発表の件数や学会におけるオーガナイザ、座長、編集委員を務めた件数も平成24年度より減少している状況であり、これらの事実についてなんら言及することなくS 評定を付すことには疑義がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、数値目標の達成状況に言及した上で、厳格な評価を行うべきであり、上記評価については、S 評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</p>

- ③ 業務実績を踏まえると、数値目標の妥当性等に疑義があることから、目標設定の見直し等を促す評価を行うべき。

電子航法研究所(国土交通省)

○数値目標の妥当性に疑義があることから、目標設定の見直しを促す評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 研究員 45 名という小規模な研究組織でありながら、目標を大幅に上回る 60 件の査読付き論文を発表するとともに、若手研究者を中心に学会から 7 件の賞を受けている（例年は、1～2 件）ことから、昨年度は優れた研究成果を数多く得て、積極的に部外発表を行ったことがわかる。 ○ また、電子航法研究所が主催した国際会議への投稿論文をシュプリンガー社から出版して海外への情報発信力を高めた。 ○ さらに、小中学生向けの研究所紹介漫画を新たに作成・配布して国民へのアピールをも積極的に行っており、成果の普及と活用促進への取り組みは、極めて優れた実施状況にあると評価できる。 	<p>研究開発成果の普及及び活用促進については、査読付論文の採択件数が、中期目標期間中における数値目標（5 年間合計で 80 件、各年 16 件）を大幅に上回る実績（平成 23 年度は 44 件、24 年度は 50 件、25 年度は 60 件）で推移しているという事実等を踏まえれば S 評定（5 段階中上から 2 番目の評定）は妥当であると考える。</p> <p>しかしながら、<u>前中期目標期間の実績</u>（平成 18～22 年度の合計で 166 件、各年それぞれ 24 件、22 件、36 件、37 件、47 件）に鑑みると、そもそも現行中期目標期間における査読付論文の採択件数に係る数値目標を前中期目標と同じく 5 年間合計で 80 件（各年 16 件）と設定した<u>目標水準の妥当性に疑義がある</u>。</p> <p>今後の評価に当たっては、数値目標が設定されている事項について、<u>中期目標期間におけるこれまでの実績を精査し、当該数値目標の妥当性を検証するとともに、必要な場合には、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである</u>。</p>

都市再生機構(国土交通省)

○中期目標の達成状況を踏まえた厳格な評価が必要

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由(抄))</p> <p>工事完了について、機構設立時の未整備面積約 15,250ha のうち、補償交渉の長期化や貴重種保護のための工事期間制限等により、やむを得ず 8 地区約 760ha の区域で工事が未完了となり、事業期間を延伸したものの、約 95% の区域で工事を完了した。</p> <p>ニュータウン用地の供給・処分については、平成 30 年度末の供給・処分完了を見据え、平成 25 年度は、販売体制の転換や事業者ニーズに対応した商品供給及び販売促進制度の拡充・活用等により、供給・処分量を底上げし、実績は 464ha。中期目標達成に向けた実施状況としてはやや不足するものの、年度計画 400ha は達成。</p> <p>平成 25 年度における「ニュータウン整備事業」については、<u>中期目標の達成に向けた実施状況としては、低位ではあるものの、着実な実施状況と評価される範囲にはあるものと認められる。</u></p>	<p>ニュータウン整備事業については、中期目標等において、中期目標期間中に 2,600ha 以上のニュータウン用地を供給・処分することとなっているが、平成 24 年度までの供給・処分実績は 1,170ha であることから、上記目標を達成するためには、最終年度である平成 25 年度に 1,430ha 以上の供給・処分が必要であったところ、平成 25 年度計画における数値目標について、本法人は「400ha 程度」と設定した。</p> <p>貴委員会は、平成 25 年度の供給・処分実績は 464ha であり、年度計画の数値目標を達成したこと等を理由に、平成 24 年度の B 評価から、平成 25 年度は A 評価に上げている。</p> <p>しかしながら、<u>中期目標期間中の供給・処分実績は 1,634ha であり、中期目標で達成すべき 2,600ha の約 6 割にとどまることに加え、中期目標等に定められていたニュータウンの整備工事を完了することもできなかったことから、A 評価とすることには疑義がある。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、<u>中期目標等と年度計画の整合性がとれていない場合には、その改善を促すとともに、中期目標の達成状況を踏まえた厳格な評価を行うべきである。</u></p>

- ④ 評価結果について、評定の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、評定の見直しを含め、その根拠を改めて整理すべき。

国立大学財務・経営センター(文部科学省)

○数値目標の基準値に沿った評価となっておらず、評定の見直しが必要

文部科学省評価委員会の評価結果				当委員会の二次評価結果															
(評定理由)【評定S】				貴委員会の評価結果では、①一般管理費の19.4%削減及び事業費の10.9%削減は、いずれも平成25年度予算額に対する執行実績額の比率であり、中期計画等で示された対前年度比ではないこと、②平成25年度と平成24年度の実績額を比較すると、平成25年度において一般管理費が1.6%、事業費が11.1%それぞれ増加していることから、最上級のS評定とすることは困難であり、上記の事実に基づき評価を見直す必要がある。															
【一般管理費の削減状況】 (単位:千円)				今後の評価に当たっては、数値目標の基準値に沿って正確かつ厳格に評価を行うとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。															
	平成25年度予算	平成25年度実績	増減比																
一般管理費	170,415	137,261	△19.4%																
事業費	125,133	111,518	△10.9%																
<p>年度計画以上の効率化を目指し、対前年度比において、一般管理費について19.4%削減。また、事業費については10.9%と大幅な削減を達成。</p> <p>(参考)【法人の達成すべき目標(計画)の概要】 一般管理費(退職手当を除く。)に関し、計画的な削減に努め、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上の削減目標を達成するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p>				<p>○ 一般管理費及び事業費の推移(実績ベース) (単位:千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成24年度</th> <th>平成25年度</th> <th>増減比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>135,082</td> <td>137,261</td> <td>+1.6%</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>100,420</td> <td>111,518</td> <td>+11.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成24年度及び25年度の業務実績報告書により当省が作成</p>					平成24年度	平成25年度	増減比	一般管理費	135,082	137,261	+1.6%	事業費	100,420	111,518	+11.1%
	平成24年度	平成25年度	増減比																
一般管理費	135,082	137,261	+1.6%																
事業費	100,420	111,518	+11.1%																

福祉医療機構(厚生労働省)

○最上級の評定を付した根拠が明らかにされておらず、評定の見直しが必要

厚生労働省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(評定理由) 【評定S】</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融検査マニュアルに基づき、リスク対応計画の全面的な見直しや内部統制基本方針等の規程体系等の策定を行うとともに、監査機能の強化に必要な態勢を整備するなどガバナンス高度化への態勢整備を推進していることが認められる。 情報セキュリティ対策については、技術的対策や、人的対策を実施するとともに、災害発生時における情報資産の安全確保の観点から、訓練を実施するなど、情報セキュリティ対策の強化を図っている。 品質マネジメントシステムの運用については、全部署に対し内部監査を実施し、是正・予防処置の充実、事務リスク等の業務改善に資する提案等を行うとともに、監査結果に基づき、今後組織的に取り組むべき課題等を取りまとめ、改善実施計画の進捗管理を行い、業務改善の推進及びリスクの抑制を図っている。 以上のように、ガバナンスの更なる高度化を推進するとともに、業務改善の推進に努めており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 	<p>①金融検査マニュアルに基づく新たなガバナンス態勢の整備を推進したこと、②本法人の被るリスクの抑制に努めるなど、中期計画に定められた事項について、閣議決定を踏まえより具体的かつ様々な取り組みを実施したこと、などを踏まえ最上級のS評定が付されている。</p> <p>しかしながら、<u>当該業務実績が具体的にどの程度「中期計画を大幅に上回っている」かについての根拠が明確に記載されておらず、最上級のS評定とするには疑義がある。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述するとともに、特に最上級の評定を付す場合は、実績が最上級の評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである、適切に評価される必要がある。なお、<u>上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

情報処理推進機構(経済産業省)

○最上級の評定を付した根拠が明らかにされておらず、評定の見直しが必要

経済産業省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>【平成 25 年度の実績及び評価】</p> <p>○定量的実績については、各指標を上回る成果を達成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>200 者以上のアンケート、30 者以上のインタビューの目標数に対し、目標を大幅に上回る 1,040 者へのアンケートを実施。また、30 者へのインタビューを達成。</u> ・ <u>技術的レポート等の提供 20 回以上の目標数に対し、29 回提供。</u> ・ <u>セキュリティプレゼンターの登録者数 50 名以上増加の目標数に対し、58 名登録。</u> <p>【主な評価、コメント】</p> <p><u>該当なし。</u></p>	<p>「情報セキュリティ対策の強化」については、「<u>質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現</u>」として、最上級の A A 評定としている。</p> <p>しかし、アンケートについては、「<u>提供・共有する情報の改善、Web サイトで利用ガイダンスを提示するなどのフィードバックを行うことにより満足度の向上を図る。</u>」とした目標に対して、<u>量の面において、年間 200 者とされている中期計画を大幅に上回ったアンケート回収数 (1,040 者) について評価しているが、「満足度」という質の面については評価がなされておらず、最上級の A A 評定を付すことには疑問がある。</u></p> <p>今後の評価に当たっては、最上級の評定を付す場合は、法人の実績が当該評定にふさわしいとした根拠について、量的及び質的の両面について具体的かつ明確に記述するなど、評価の指針の考え方を踏まえた評価を行うべきである。なお、上記評価については、<u>A A 評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

住宅金融支援機構(国土交通省)

○評定の根拠等についての説明が不明確であるため、その根拠を改めて整理すべき

国土交通省評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>【業務実績評価調書 評定理由（S評定）】（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行による異次元の金融緩和導入等の影響により、金利水準が大きく変動する中でも、新規投資家及び休眠投資家の取込み並びに既往投資家の投資枠拡大を企図した丁寧な広報活動を展開した。 <p>【業務実績報告書 業務実績（概要）】（一例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本銀行による異次元の金融緩和導入等の影響により、金利水準が大きく変動する中でも、新規投資家及び休眠投資家の取込み並びに既往投資家の投資枠拡大を企図した丁寧な広報活動を展開した。 <p>⇒上記の様に、業務実績評価調書の評定理由には業務実績報告書に記載されている「業務実績（概要）」の内容がそのまま記載されている。</p>	<p>S評定（5段階中上から2番目の評定）としている4項目について、A評定（5段階中上から3番目の評定）としている他項目と同様に、<u>業務実績評価調書の評定理由には業務実績報告書に記載されている「業務実績（概要）」の内容がそのまま記載されており、「中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある」とした具体的な根拠が明確にされていない</u>ことから、S評定とすることには疑義がある。</p> <p>今後の評価に当たっては、S評定とする具体的な根拠等を評価書で明らかにした上で、厳格な評価を行うべきであり、<u>上記評価については、S評定とした根拠を改めて整理し、当該根拠について明確に説明できない場合は評定の見直しを行うべきである。</u></p>

4 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の業務実績評価に対する意見の具体例

○個人情報等の不適切管理事案について厳格な評価・改善を促す、実効性確保の取組も必要

国立大学法人評価委員会の評価結果	当委員会の二次評価結果
<p>(個別の法人に対する評価結果例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生の個人情報が記録されたパソコンを教員が紛失する事例、患者の個人情報が記録されたパソコンを教員が盗難される事例等、個人情報の不適切な管理事例が多数(計5件)あったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。(大阪大学) ○ 平成24年度評価において評価委員会が指摘した、個人情報の不適切な管理については、平成25年度においても、学内専用小型ストレージサーバ上の学生の個人情報が、特定の通信(FTP通信)による操作においてパスワードなしで閲覧できる状態になっている事例があったことから、再発防止とともに、個人情報保護に関するリスクマネジメントの強化に一層努めることが求められる。(長崎大学) ○ 上記のほか、評価結果において課題として指摘しているもの(10法人) 	<p>貴委員会では、平成25年度評価結果においては25法人において個人情報等の不適切な管理の事例が発覚したことについて課題として指摘している。</p> <p>しかしながら、上記25法人中12法人については、<u>それらの事例が多発又は複数年連続で発生しているものとなっているほか、毎年度、新たな個人情報等の不適切な管理の事例が多数発覚している状況となっており、不適切な事例の発生防止に資する対応が必要である。</u></p> <p>このため、今後の評価に当たっては、国立大学法人等における個人情報等の不適切な管理の事例の<u>発生原因の分析及び改善措置の実施状況、発生防止のための国立大学法人等の職員一人一人の意識改革のための取組状況等について引き続き厳格な評価を行い、必要な改善を促すべきである。</u></p> <p>また、それに加え、個人情報等の管理に関する改善事例について取りまとめて国立大学法人等にその内容が分かりやすいように情報提供するなどの<u>実効性確保のための取組も行うべきである。</u></p>

(参考1) 今後の評価において参考となるとと思われる一次評価結果の概要等(主なもの)

(1) なぜその評定に至ったのかの根拠を合理的かつ明確に記述している例

評価委員会名	評価結果の概要等
総務省独立行政法人評価委員会	<p>【情報通信研究機構】(評定 AA)</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none">○ 年度計画を大幅に上回って達成しているだけでなく、<u>世界初の研究成果が多数出ているのでAA評価とした。</u>○ 「電磁波センシング基盤技術」では、電磁波センシング・可視化、時空標準、電磁環境の分野に分かれて研究開発を行い、<u>世界初の成果が多数得られている。</u>○ Sr 光格子時計 1 号機を周波数標準として活用し、ドイツ PTB と NICT の Sr 光格子時計において同時に長期連続運転を実施した。<u>大陸間の直接周波数比較は世界初の試みである。両拠点の Sr 光格子時計について、不確かさ 1.6×10^{-15} での周波数一致を確認した (PTB との国際共著論文として投稿中)。</u>○ 世界最長基線(約 10,000 km)の NICT-PTB の衛星双方向通信にて実証実験を行い、短基線と変わらない測定精度(0.2ps@1秒)を確認しており、位相情報を利用しない従来技術による精度を2桁以上上回る<u>世界最高の精度を得るなど、優れた成果を上げている。</u> など

評価委員会名	評価結果の概要等
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<p>【石油天然ガス・金属鉱物資源機構】（評定 AA）</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 継続的な支援の結果としてイラク・ガラフ油田、カザフ・カシャガン油田の生産開始、パプアニューギニアのLNG生産開始は効果的リスクマネー供給と評価される。また、<u>アブダビ、ベトナムへの技術協力がそれぞれの権益延長に資する一助となったことは特筆すべき成果である。</u> ○ <u>増進回収法に関する技術協力がアブダビ、ベトナムの権益延長を生み、シェールガス開発に係る機構の技術がカナダで高い評価、海洋開発技術は、グリーンランドの鉱区落札を貢献するなど大きな成果をあげている。</u> ○ コバルトリッチクラストの探査鉱区について、国際海底機構との探査契約を世界に先駆けて締結し、15 年間における排他的権益を確保した。さらに、マンガン団塊、レアアース泥のポテンシャル評価を推進したことなど評価に値することが多大であった。 <p><実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ JOGMECが技術協力、人材協力を行ってきたアブダビにおいて、上部ザクム油田の15年間の権益が延長 ○ <u>南鳥島南東の公海域におけるコバルトリッチクラスト探査鉱区（3,000k m²）について、世界初となる国際海底機構との15年間の探査契約を締結し、排他的探査鉱区を取得</u>

(2) 上級の評定を付すもので、法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与について具体的かつ明確に説明している例

評価委員会名	評価結果の概要等
財務省独立行政法人評価委員会	<p>【酒類総合研究所】（評定 A+）</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安定同位体比分析による原材料判別について、清酒を対象とした新たな手法を開発したほか、ワインでも同手法が適用可能であることを示した。また、黒糖しょうちゅうに特異的な成分を見出し、他の単式蒸留しょうちゅうとの判別を可能にしたことは興味ある知見であり、<u>原材料等の判別のための手法開発という中期計画に合致するだけでなく、地域貢献の観点からも高く評価できる。</u> <p><業績実績> (目的・意義)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>黒糖しょうちゅうは、「酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達」において、使用する原料及び製造できる地域が制限されている。</u>そこで、黒糖しょうちゅうに特徴的な成分を明らかとするとともに、それ以外の焼酎との成分判別の可能性について検討を行った。 <p>(取組の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度は、黒糖以外の焼酎(179点)について、香気成分合計 84 成分の分析を行った。その結果、<u>黒糖しょうちゅうとそれ以外の焼酎で有意に差のある 21 成分を抽出</u>できた。 ○ ラム酒(サトウキビを原料とする蒸留酒) 52 点について、香気成分合計 84 成分の分析を行った。その結果、<u>黒糖しょうちゅうとラム酒で有意に差のある 37 成分を抽出</u>できた。

評価委員会名	評価結果の概要等
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p>【労働安全衛生総合研究所】（評定 A）</p> <p><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働災害を防止するために必要な基盤技術の高度化に資するものとして、長期的視点から実施する必要がある基盤的研究についても、労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえるとともに、プロジェクト研究への発展を視野に入れて課題数を厳選して実施するとともに、その成果を着実にプロジェクト研究へと繋げている。 ○ 中でも、プロジェクト研究として実施した「建設機械の転倒及び接触災害の防止に関する研究」や「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」については、<u>東日本大震災の復旧・復興工事に伴う労働災害の増加や産業構造の変化に伴う労働災害発生状況の変化に的確に対応し、制度改正やガイドラインの見直しに直結する成果を上げていることは高く評価できる。</u> ○ 今後は、基盤的研究については労働災害の発生動向や現場ニーズを十分に踏まえ、競争的研究資金を戦略的に活用し、厳選して実施することにより、研究所が有するリソースの更なる集中化を図り、「介護職場における総合的な労働安全衛生研究」に見られるような、<u>産業安全分野、労働衛生分野の統合効果を意図したプロジェクト研究の更なる推進を図ることが望まれる。</u>

評価委員会名	評価結果の概要等
農林水産省独立行政法人評価委員会	<p data-bbox="539 336 1039 368">【水産総合研究センター】（評定 S）</p> <p data-bbox="528 432 719 464"><評価結果></p> <ul data-bbox="528 480 1957 799" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 480 1957 703">○ 国外研究機関や国際機関との連携の中で重要な役割を果たしてきたことは特筆すべきことであり、評価に値する。特に、インド洋まぐろ類委員会、北太平洋まぐろ類国際科学委員会（ISC）、北太平洋公海漁業条約準備会合で科学委員会議長を、国際捕鯨委員会の日本政府代表を水研センター職員が務め、これら国際機関の運営に大きく貢献したことは高く評価できる。今後も国際機関等との連携の促進や強化に努め、継続的に国際貢献することが期待される。 <li data-bbox="528 719 1957 799">○ <u>世界各地の魚類等資源について、適正な漁業管理・資源管理がなされるよう科学的データを提供して議論の場で重要な役割を果たしている。</u> <p data-bbox="528 863 651 895"><実績></p> <ul data-bbox="528 911 1957 1134" style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 911 1957 1038">○ 日中韓機関長会議ではホスト国として伊勢市での会議を成功裏に運営したほか、北里大学との共催でノーベル賞受賞科学者による講演を含めた国際水圏メタゲノムシンポジウムを企画し、新規研究分野の開拓につながる会議を開催した。 <li data-bbox="528 1054 1957 1134">○ <u>職員が、PICES で科学諮問委員会副議長に就任し、イランからの要請により研究者を派遣する等、予定に無い国際的な研究交流にも積極的に対応した。</u>

評価委員会名	評価結果の概要等
国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>【電子航法研究所】（評定S）</p> <p><評価理由> 年度計画では、シミュレーションを実施し CDO（連続下降方式）継続のための課題抽出を目標としていたが、研究を進めることによって、<u>CDO の実施可能な時間が見える化し、CDO 実施時間の拡大可能性までを明らかにした。</u>さらに、研究成果により、<u>ASPIRE（Asia and Pacific Initiative to Reduce Emissions）Daily Route に日本で初めて認証された。</u>以上のことから、中期目標の達成状況として優れた実績をあげているものと認められる。</p> <p><意見> 現在の航空容量や利用者の増大、ニーズの多様化に対して、交通の安全性を確保しつつ、効率性や利便性の向上を実現するためには、多岐にわたる、精度の高い研究が必要と考える。また、研究成果を実用化する必要があることから、一層の研究・開発推進と実用化の促進を期待する。 Dairy Route については、北米経路のみならず、日本発着の全経路への展開までも目指して欲しい。</p> <p><実績> 本研究は、洋上経路の最適化の例として、ICAO の2013年(平成25年)の Global Air Navigation Report にも記載されるなど、我が国の環境政策への積極的参加を示すことができ、目標以上の優れた成果を得ることができた。</p>

評価委員会名	評価結果の概要等
厚生労働省独立行政法人評価委員会	<p data-bbox="539 333 1294 368">【国立重度知的障害者総合施設のぞみの園】（評定 C）</p> <p data-bbox="528 429 714 464"><評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 480 1957 847">○ 平成 25 年 8 月に「障害者虐待防止法」にいう虐待が疑われる事案が発生したが、虐待防止の体制整備がなされておらず通報に遅れが生じ、平成 26 年 3 月 31 日に高崎市に通報し、4 月 9 日高崎市による立ち入り検査が実施され、6 月 13 日付けで、高崎市から「虐待を疑われる事例を発見したときは、障害者虐待防止法に基づき速やかに通報して下さい。」との勧告及び「職員への調査において虐待が疑われる内容がありました。適切な利用者処遇を講じてください。」といった文書指摘事項を受けている。勧告及び文書指摘事項に対する改善策として、①全職員へ通報義務と通報手順の周知徹底、②第三者委員会を設置し、事案の整理、原因分析及び問題点の洗い出しを行い、再発防止策を着実に実行する旨、平成 26 年 7 月 14 日付けで高崎市に回答した。 <li data-bbox="528 863 1957 946">○ <u>勧告を真摯に受け止めるとともに、第三者委員会の提言を受け、今後は利用者の人権擁護と虐待防止等に対する取り組みを適切に実施し、再発防止の徹底を図ることを強く求める。</u> <p data-bbox="528 962 808 997"><委員の評価理由></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="528 1013 1957 1327">○ 虐待が疑われる事案に関し、虐待防止法施行後も、体制整備がされていなかったこと、発生から通報に7か月もの時間を要していることは、全国の範となるべき独立行政法人国立のぞみの園として、あってはならないことである。しかも、発生から1年近くが経過した現在においても、事実認識について施設としての統一した見解を見出すに至っていないことは、信じがたいことである。<u>この事案そのものについての分析と今後に向けた対策を講じることはもちろん、この事案の対応に関し、迅速に進まなかった背景を、厳重に分析、原因究明をし、対策を講じなければならないと考える。</u>

評価委員会名	評価結果の概要等
国土交通省独立行政法人評価委員会	<p>【海技教育機構】（評定 B）</p> <p><評価理由></p> <ul style="list-style-type: none"> • 内部評価委員会を2回開催するとともに、次の取組により内部統制の充実・強化を図っている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 各学校長と役員及び本部管理職を構成員とする「内部統制に関する検討会」を設置し、内部統制について理解を深めるとともに、法人のリスクの識別、評価及び対応について見直しを図っている。 ○ 監事監査ではスクールレビューにおける指摘事項を検証し、スクールレビューでは監事監査での指摘事項について検証を行うなど相互の連携を図り、モニタリング機能を強化している。 • 平成 25 年 12 月に海技大学校職員が酒気帯び運転を行い、街路樹に衝突するという事故が発生している。法人として、この事案を重く受け止め、直ちに全職員に対して年末年始の綱紀粛正とともに、コンプライアンスの徹底を図り同時に、事故を起こした職員に対し出勤停止6日の懲戒処分を行っている。また、<u>海技大学校への倫理委員会の設置をはじめ、機構職員全体の倫理観を高めるべく、法令順守の徹底やモラルにかかる研修を実施することとしている。</u> <p><意見></p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>内部統制の充実・強化について、体罰に頼らない指導については、諸々の取組みにより着実な実施状況にあるが、酒気帯び運転については、コンプライアンスの不徹底であり、一層の努力が求められる。</u> • 昨年度の教員による体罰事件に続いて、教員の不祥事が発生したことは誠に遺憾であり、<u>改めて理事長以下、組織を挙げて綱紀粛正とコンプライアンスの徹底を行う必要がある。</u>

(参考2) 平成 25 年度の業務実績評価対象独立行政法人(101 法人)

【内閣府所管】3 法人

国立公文書館
国民生活センター
北方領土問題対策協会

【総務省所管】3 法人

情報通信研究機構
統計センター
郵便貯金・簡易生命保険管理機構

【外務省所管】2 法人

国際協力機構
国際交流基金

【財務省所管】4 法人

酒類総合研究所
造幣局
国立印刷局
日本万国博覧会記念機構(※1)

【文部科学省所管】23 法人

国立特別支援教育総合研究所
大学入試センター
国立青少年教育振興機構
国立女性教育会館
国立科学博物館
物質・材料研究機構
防災科学技術研究所
放射線医学総合研究所
国立美術館
国立文化財機構
教員研修センター
科学技術振興機構

日本学術振興会
理化学研究所
宇宙航空研究開発機構
日本スポーツ振興センター

日本芸術文化振興会
日本学生支援機構
海洋研究開発機構
国立高等専門学校機構
大学評価・学位授与機構
国立大学財務・経営センター
日本原子力研究開発機構

【厚生労働省所管】19 法人

国立健康・栄養研究所
労働安全衛生総合研究所
勤労者退職金共済機構
高齢・障害・求職者支援機構
福祉医療機構
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
労働政策研究・研修機構
労働者健康福祉機構
国立病院機構
医薬品医療機器総合機構
医薬基盤研究所
年金・健康保険福祉施設整理機構
年金積立金管理運用
国立がん研究センター
国立循環器病研究センター
国立精神・神経医療研究センター
国立国際医療研究センター

国立成育医療研究センター
国立長寿医療研究センター

【農林水産省所管】13 法人

農林水産消費安全技術センター
種苗管理センター
家畜改良センター
水産大学校
農業・食品産業技術総合研究機構
農業生物資源研究所
農業環境技術研究所
国際農林水産業研究センター
森林総合研究所
水産総合研究センター
農畜産業振興機構
農業者年金基金
農林漁業信用基金

【経済産業省所管】10 法人

経済産業研究所
工業所有権情報・研修館
日本貿易保険
産業技術総合研究所
製品評価技術基盤機構
新エネルギー・産業技術総合開発機構
日本貿易振興機構
情報処理推進機構
石油天然ガス・金属鉱物資源機構
中小企業基盤整備機構

【国土交通省所管】20 法人

土木研究所
建築研究所
交通安全環境研究所
海上技術安全研究所
港湾空港技術研究所
電子航法研究所
航海訓練所
海技教育機構
航空大学校
自動車検査
鉄道建設・運輸施設整備支援機構
国際観光振興機構
水資源機構
自動車事故対策機構
空港周辺整備機構
海上災害防止センター(※2)
都市再生機構
奄美群島振興開発基金
日本高速道路保有・債務返済機構
住宅金融支援機構

【環境省所管】2 法人

国立環境研究所
環境再生保全機構

【原子力規制委員会所管】1 法人

原子力安全基盤機構(※3)

【防衛省所管】1 法人

駐留軍等労働者労務管理機構

※1 日本万国博覧会記念機構は、平成 26 年4月1日をもって解散。

※2 海上災害防止センターは、平成 25 年 10 月1日をもって解散。

※3 原子力安全基盤機構は、平成 26 年3月1日をもって解散。

